

現代フェミニズム理論における一動向

—「ケアの倫理」を軸として—

有賀 美和子

1. はじめに

筆者はこれまで、凡そ 1970 年代に始まる現代フェミニズム理論の変遷を追ひ、その全体像を描くことを主眼としてきた。そのなかで問い返してきたのは、今後フェミニズムが考究し、市民社会に発信していくべき正義とは何か、ということだった。それはすなわち、政治哲学のフェミニズム的解釈で擁護されるべき公共的価値とは何であるのか、という問いを探っていくことであった。

1970 年代に現代のフェミニズムが興隆してから、半世紀近くの時が流れた。現代のフェミニストたちは 1970 年代から一貫して「ジェンダー正義」を構想してきたといえよう (Fraser 2008=2013: 138)。ところで、今日の「正義論」は、概ねジョン・ロールズの『正義論』(Rawls 1971) を端緒とする現代リベラリズムを中軸として、それとは思想的立場を異にするコミュニタリアニズムやリバタリアニズム、またその他複数の思潮に基づく「正義」一人間の共同生活において社会が従うべき規範的原理—をめぐる言説によって織りなされてきた。

現代のフェミニズムは、主としてリベラリズムを批判するという形で「正義」をめぐる論議の場に加わってきたといえる。ただし、リベラリズムに対抗するフェミニズムによる正義論は、ひとつの体系的な理論というよりも、リベラリズムの普遍主義的ないし個人主義的傾向に対する多様な批判的論点の集まりから成っているといえよう (有賀 2011: ii)。そうした一連の動向

のなかで、近年ではことに自己責任に基づく競争志向を正統化する市場原理主義的なネオリベラリズム（新自由主義）の拡大に対抗するものとして、「ケアの倫理」がクローズアップされつつある¹⁾。

2. 現代正義論とフェミニズム—ケアをめぐる問題の所在

政治思想における「正義」とは一般に、人間の共同生活において「社会が従うべき規範的原理」をさすといえる²⁾。たとえばジョン・ロールズの正義論における「正 (right) の善 (good) に対する優位」というテーゼは、個々人にとっての善（幸福や生きがいある生）という価値を超えて、より優先されるべき価値として正があり、その正が君臨している状態として「正義」を概念化しなければならない、ということの意味している（cf. Rawls 1971, 盛山 2006: 2-3）。つまり、ロールズによるこの「善に対する正（義）の優位」においては、いかなる状態や行為が「善」をなすかは個々人によって異なる（＝善の共約不可能性）のに対して、「正義」は公共的なものであり、人びとの間で異なる「善の構想」（幸福観や人生設計）やそれに関わる利害の対立を超えて承認（了解）される、普遍的に妥当すべき規範的価値と考えられている。すなわち、ここでの正義論が問うているのは、多様な善の構想を超えて社会はいかなる規範に従わなければならないか、という問題であるといえよう。

そして、現代リベラリズムを中軸とする主流的な正義論においては、正義の原理としていかなる「普遍的な権利」が社会の全ての個人に平等に保障されるべきかが論じられる。つまり、善に優位するものとしての「正義」はしばしば、人びとにおける「普遍的な権利の尊重」によってもたらされると考えられ（＝権利基底主義）、その「普遍的な権利」に何が盛り込まれるか、またそのために社会は成員からどの程度の財や負担を調達しようとするかが、主流的な正義論の軸をなす。また、そこにおいて主要な論者の多くは、明示的ないし暗黙的に「自律 (autonomy)」という規範的価値を基底に自らの規範理論を構想している（土場 2006: 40）。すなわち、そこにおいて

諸個人は、社会のすべての個人の自由を平等に保障するような（何らかの）「正義の原理」を妥当なものとして承認し、その正義の原理に基づく社会制度に自ら従うことで自己の“自律”を実現する（同上書、54）。つまり各人は「権利」の枠内で、それぞれ“善き生”を設計し追求する主権者であり、自己決定に対する干渉はパターナリズムとして厳に排される。

そして、ここにおいて政府（ないし公権力）や第三者は、諸個人の自己決定領域における選好の“道徳的意味”を問うことはできない。なぜなら、まず公的な政策として諸個人の「選択（choice）」を保障する一つ公的に「権利」を保障する—ということは、“私的”とされたすべての選択に同じ道徳的な重要性を与えることであり、どのような（選択）決定も道徳的観点から非難されえないということの意味するからである。ここで権利の承認とは、権利によって保護される個人の行為の中身が道徳的に正しいと認めることではない。また一方、リベラリズムの権利論において個人に要求されるのは、「他者に干渉してはならない」という意味で形式的な道徳規範である（山根 2006: 177）。

現代のフェミニズムは、こうしたリベラリズムの権利論ないし公私の分離原則の問題点を指摘してきた。たとえばよく知られているように、キャロル・ギリガンはその著『もうひとつの声』（Gilligan 1982）で、他者に固有の生の圏域を尊重しようとする〈正義の倫理〉と、他者の生に苦難や困難を見出し、それに応じようとする〈ケアの倫理〉を対照的な倫理として描いている。同書は、普遍的権利や正義という、いわば「男性の論理」に媒介された“自律的個人”の集合として世界を捉えようとする主流的な正義論に対して、世界を「コミュニケーション」と「関係性」とで形づくられた親密圏と捉えたうえで、女性の“異なる声”としての〈ケアの倫理〉によるその再構成を展望する議論を提起し、波紋を広げてきた。

同書が導火線となった「正義対ケア」論争において描かれる二通りの他者像とは、公共圏における「一般化された他者」（法的権利の主体）と、親密圏における「具体的な他者」（ニーズを訴える主体）である。その際ギリガ

ンは、「他者のニーズを敏感に受けとめ、ケアをするという責任を引き受ける」こと、つまり他者の観点を自らの判断に組み入れるという傾向を「劣った」ものとしてではなく、「異なった」ものとして描き直した。具体的な他者を、応答されうる状態におくという意味での責任を「他者（性）への責任」とよぶなら（White 1991=1995: 113）、それが、他者との距離をとりつつ、他者の生の「自律」を尊重するのは異なった倫理を伴っていることを逸早く説いたのがギリガンであり、そして彼女の〈ケアの倫理〉は、個人の道徳的能力への信頼を前提にしている。

3. 「ケアの倫理」をめぐる

規範倫理学説の一つである「ケアの倫理」は、ギリガンの『もうひとつの声』（Gilligan 1982）を嚆矢とする。彼女は同書において、女性は男性とは異なる方法で道徳的発達を遂げるとし、その方法は、公平と普遍性を重視する伝統的な正義の観点からではなく、共感や具体的な個別性を重視するケアの観点によって成されるものであるとした。だが、ギリガンは男女の性別分業を道徳にまで適用したのではない。そうではなく、彼女は、それまで隠され、議論されないままにされてきた「ケア」の概念を明るみにしようとした。つまり、他者に「配慮すること」が女性たちに任されていることは、ほとんど議論されずにきたのである（Brugère 2013=2014: 13）。

現代のフェミニズムは総じて、リベラリズムのとってきた「公的領域（政治・経済）／私的領域（家庭）」の峻別という近代的公私二元論を批判する。この公私区分の下で近代の社会秩序は、生命／身体が必要（基本的な生物学上のニーズ）の充足がそこで自己完結すべきユニットないし境界として〈家族〉を位置づけることによって、家事や育児・介護・看護などのケアを“私事化”（＝つまり女性化）してきた、と。そして、現代フェミニズムに共通するもっとも重要な洞見のひとつは、近代の社会秩序が「ケア」を家族の内部に“私事化”し、具体的な他者の必要に応じる責任をできるだけ公共化＝社会化しない仕方で編成されてきたことへの異議であったといえよう。

そこでは、他者の生に困難を見出し、それを緩和する責任は、私的な圏域の内部倫理に限定されるべきものではなく、ひろく公共圏に開かれていくべきものと捉えられる。「ケアの私事化 (privatization of care)」を問い返し、これまでの「ケアの私事化＝ケアの女性化」を超越するためには、男性の社会権としての「ケアする権利」も確保しつつ、性別にかかわらず全ての人びとが「依存する具体的な他者」の必要に対して様々なかたちで柔軟に応じうる社会の構築が望まれる。そのためには、多様なケアラーのネットワークによる協働空間の創出とともに、「ケアする／ケアされる」という、全ての人びとが共有するケアの実践に関わる権利—すなわち「ケア権」—が、あたりまえの保障として市民社会のなかに位置づけられることが肝要であろう。また一方、ケアワークを、専門性を要する社会的有用労働—つまりディーセントワーク (働きのいい人間らしい仕事)—として正当に位置づけて、社会福祉サービスが直接担うような制度的整備も不可欠と思われる。フェビエンヌ・ブルジェールにしたがえば、「配慮の仕事」は、経済活動にとって絶対不可欠の条件として「承認」されなければならない (Brugère 2013=2014: 15)。

4. ケアの私事化を超えて

ロビン・ウエストによれば、ケアの倫理に基づいて依存する具体的な他者への「責任」を重視する論者たちは、主流的正義論における「権利」内のあらゆる行為や選択が“私的な善”の問題とされることで、人間の“道徳的な価値”ないしはケアの“道徳的な意味”が脅かされることに対する懸念を表明している (West 2002: 81–85)。

リベラリズムが尊重するいわゆるプライバシー権の枠組みに「ケア」を置くと、ケア (の引き受け) は何を入手するか、何を職業とするかといった個人の生き方の“選択”と同列に論じられることになる。ゆえにそこでは、例えばケアを一法制度などによる強制からではなく—「自ら」引き受けた (= 選択した) 者が受ける経済的社会的不利益は、“社会的不正義”としてみな

されない。

しかし、ケアの必要性は、そうした意味での自立した／自律的個人による「選択 (choice)」と同じ次元で語ることはできない。なぜなら、老いやサファリング (suffering: 病をめぐる苦難の経験) は人間の必然であり、子どもや高齢者のみならず、人は皆いずれ他者に「依存」し、そのケアを求めることなしには生を保ちがたい存在者であるからだ。

これまでの「ケアの私事化」を超えて、性別を問わず全ての人びとが「依存する具体的な他者」の必要に対して様々なかたちで柔軟に応じる社会。その構築のためには、ケアを負担としてネガティブに捉えて、そのコストを平等に〈再分配〉するという問題の立て方そのものをも相対化する必要があるだろう。ジェンダーの不平等を解消するためには、「ケアの倫理」を女性のみ結びつけることなく、全ての人びとに共通の倫理として一般化／公共化していくことが肝要と考える。ギリガンが、ケアの倫理を「公的な倫理」として提唱しようとしたのは、ケア関係において人間は、人としての生存に関わる能力を養われているからである。ケアの実践において育まれる倫理を、公共的な徳性を涵養するものとして評価し、そうした養育に「全ての人」が与えられることを、重要な社会的責任の一つとして配慮していく必要があるのではないだろうか。

そして、「自立」はノーマルで望ましいこと、「依存」は逸脱で望ましくないこと、という従来の思考を超えて、「自立」も「依存」も人間にとってノーマルな状態であることを再認識し、人びとが他者に「依存」することを市民的権利として保障するしきみを広げていく方途を探ることが、今日も定められているのではなかろうか。そこでは、全ての人間の条件である「依存」に、スティグマが付されないことがきわめて重要と考える。つまり、普遍的な関係にある他者は不特定の「誰であってもよい」関係であるのに対して、ケア関係に代表されるような個別具体的なニーズをめぐる呼応関係は、その関係性を維持するなかで、そうした諸個人の人格や尊厳に関わる〈承認〉がなされる関係性にあるといえよう。

5. おわりに

フェミニズムが指摘したように、リベラリズムはこれまで、世界を公的領域と私的領域とに二分し、私的領域を政治から分断してきた。このことは、単に出産・育児・介護といった女性にまつわる問題を脱政治化しただけではない。いわゆる男性原理が支配する経済領域における既存の論理—利益至上主義、効率性の重視、生産性の向上など—の帰結としての環境破壊、またその陰の部分である障害者や高齢者、あるいは様々なマイノリティの人の福祉や人権の問題、貧困の拡大といった重要な政治課題を看過し、長いあいだ置き去りにするという結果をもたらした。公的領域と私的領域とを連続的に捉え、私的領域に差し置かれた問題のなかに政治社会のあらゆる市民に共通の政治課題がある点に気づくことは、フェミニズムを超えてきわめて重要な見地であるだろう。

冒頭にも述べたように「ケアの倫理」は、とりわけ今日のネオリベラリズムに極まる、自律的な個人が競争しあう世界に対して、配慮しあう世界を志向している。人間は依存をまぬかれず、関係性と相互依存を必要としている。人間のあいだのケアの営み、つまり、他者のニーズに耳を澄まし、応え、他者の支えがあるなかで、ひとは自らにとって「善きもの」を選び取っていく、あるいはそうした能力を育まれる、とする人間関係の維持こそが大切な政治的課題だとするフェミニストたちが登場し始めた（岡野 2015: 106–107）。人間の脆弱さ（vulnerability）と、関係性を基軸とするケアの倫理が、キャロル・ギリガンの議論を超えて、今日いっそう深められつつある。

注

- 1) とりわけ今世紀直前あたりから現在まで、たとえば Tronto (1993)、Kittay (1999)、Fineman (2004)、Held (2005)、Brugère (2013) など、ケアの倫理に関する著作が相次いで公開されている。
- 2) 金野美奈子氏は近著において、ロールズのいう「正義」とは、「自由な社会」における「共生の構想」の探求を意味している、という卓論を示されている（金野 2016）。

文 献

- 有賀美和子 (2000) 『現代フェミニズム理論の地平—ジェンダー関係・公正・差異』新曜社。
- 有賀美和子 (2009) 「『ウェルビーイング』をめぐる交流空間の創出—国立民族学博物館の共同研究に参加して」、『女性学研究所年報』第 19 号, 東京女子大学女性学研究所。
- 有賀美和子 (2011) 『フェミニズム正義論—ケアの絆をつむぐために』勁草書房。
- 有賀美和子 (2016) 「現代フェミニズムのゆくえ—『ケアの倫理』が導くもの」、『女性学研究所年報』第 26 号, 東京女子大学女性学研究所。
- Brugère, F. (2013), *L'ethique du <care>*, Paris: PUF (=2014, 原山哲・山下りえ子訳『ケアの倫理—ネオリベラリズムへの反論』白水社)。
- 土場 学 (2006) 「〈自由〉の論理—自由の社会学的理論の構築へ向けて」, 土場学・盛山和夫編『正義の論理—公共的価値の規範的社会理論』勁草書房。
- 江原由美子 (2004) 「リベラリズムとジェンダーのありか」, 日本法哲学会編『ジェンダー、セクシュアリティと法』有斐閣。
- Fineman, M. A. (2004), *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*, New York: The New Press (=2009, 穂田信子・速見葉子訳『ケアの絆—自律神話を超えて』岩波書店)。
- Fraser, N. (2008), *Scales of Justice*. Cambridge: Polity Press (=2013, 向山恭一訳『正義の秤』法政大学出版局)。[なお、有賀による同書の書評(『図書新聞』2014.1.25)も併せて参照されたい。]
- Gilligan, C. (1982), *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*. Cambridge, MA: Harvard University Press (=1986, 岩男寿美子監訳『もうひとつの声—男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店)。
- Held, V. (2005), *The Ethics of Care*. Oxford: Oxford University Press.
- 樺島博志 (2004) 「現代正義論のパラダイム・チェンジ」, 日本法哲学会編『ジェンダー、セクシュアリティと法』有斐閣。
- Kittay, E. F. (1997), "Taking Dependency Seriously: The Family and Medical Leave Act Considered in Light of the Social Organization of Dependency Work and Gender Equality," in DiQuinzio, P. and I. M. Young (eds.), *Feminist Ethics & Social Policy*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press.
- Kittay, E. F. (1999), *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*. New York: Routledge (=2010, 岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社)。
- 金野美奈子 (2016) 『ロールズと自由な社会のジェンダー—共生への対話』勁草書房。
- 森川美絵 (2008) 「ケアする権利/ケアしない権利」, 上野千鶴子ほか編『家族のケア 家族へのケア』岩波書店。
- Noddings, N. (1984), *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, Berkeley, CA: University of California Press (=1997, 立山善康ほか訳『ケアリング—倫理と道德の教育』晃洋書房)。
- 齋藤純一 (2003) 「依存する他者へのケアをめぐる—非対称性における自由と責任」, 日本政治学会編『「性」と政治』岩波書店。
- 盛山和夫 (2006) 「現代正義論の構図」, 土場学・盛山和夫編『正義の論理—公共的価

- 値の規範的社会理論』勁草書房。
- 鈴木七美編著 (2009) 『ライフデザインと福祉 (Well-being) の人類学—開かれたケア・交流空間の創出』 (国際研究フォーラム報告書), 国立民族学博物館。
- Tronto, J. C. (1993), *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, London: Routledge & Kegan Paul.
- West, R. (2002), "The Right to Care," in Kittay, E. F. et al. (eds.), *The Subject of Care: Feminist Perspectives on Dependency*. New York/ Oxford: Rowman & Littlefield.
- White, S. K. (1991), *Political Theory and Postmodernism*, Cambridge: Cambridge University Press (=1996, 有賀誠・向山恭一訳『政治理論とポストモダニズム』昭和堂).
- 山根純佳 (2006) 「〈自己決定／ケア〉の論理—中絶の自由と公私の区分」、土場学・盛山和夫編『正義の論理—公共的価値の規範的社会理論』勁草書房。
- 山根純佳 (2010) 『なぜ女性はケア労働をするのか—性別分業の再生産を超えて』勁草書房。
- 大和礼子 (2008) 『生涯ケアラーの誕生—再構築された世代関係／再構築されないジェンダー関係』学文社。
- (本学女性学研究所教授／女性学・ジェンダー論)

キーワード

ケアの倫理 (ethic of care), 依存 (dependency), 自律 (autonomy)